

【農地法第3条の3の届出について】

○[※]農地を相続したときは、相続登記後に別添の記載例を参考に届出書を提出してください。

※農地とは登記地目または課税地目が「田・畑」の場合に該当します。

○届出から受理までの流れ

・届出の受付

市役所7階の農業委員会事務局で随時受け付けています。

(土・日・祝日を除く開庁時間内)

・受理通知書の交付

受付から1時間程度で受理通知書を交付します。

注：即日交付を希望される場合は、原則16時までの受け付けとなります。

提出書類	部数	備考
農地法第3条の3の規程による届出書	1	記載する農地が複数ある場合は、固定資産税課税明細書の写しを添付するか、別添の「農地一覧表」に記載してください。
委任状	1	代理人が届出書を提出する場合。(要押印)

※書類作成時に確認をさせていただくため、土地の登記簿謄本をご持参ください。

(固定資産税課税明細書の写しを添付している場合は不要です。)

【問合せ先】

野田市役所 (高層棟7階)

野田市農業委員会事務局 農地農政係

代表番号：04 - 7125 - 1111 (内線 2353)

直通番号：04 - 7123 - 2128

F A X : 04 - 7122 - 1581